

別紙第4

職員の勤務時間の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 職員の申告を考慮して行う勤務時間の割振り

各省各庁の長は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第7条の規定の適用を受ける職員以外の職員（業務の性質上特定の勤務時間を割り振ることを要する職員として人事院規則で定める職員を除く。）について、同法第6条第2項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間以内の期間で人事院規則で定める期間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務時間を割り振ることができること。

(2) 週休日の特例

各省各庁の長は、(1)により勤務時間を割り振られる職員のうち人事院規則で定める職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、人事院規則の定めるところにより、週休日を設けることができること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、船員である職員について勤務時間の特例を設けるほか、
所要の措置を講ずること。